

議案第 38 号

三豊市合併振興基金条例の制定について

三豊市合併振興基金条例を次のように定める。

平成 25 年 3 月 1 日提出

三豊市長 横山 忠始

三豊市合併振興基金条例

(設置)

第1条 市民の連帯の強化及び地域振興を図るため、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第11条の2の規定による地方債（以下「合併特例債」という。）を財源として、三豊市合併振興基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計の歳入歳出予算で定める。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条に規定する基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

2 前項の場合においては、当該処分を実施する年度の前年度までに基金造成のために起こした合併特例債の償還が終わった額の範囲内において処分するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、市長は、基金に属する現金を金融機関に預金している場合において、当該金融機関に係る保険事故の発生したときは、当該金融機関に対する借入債務と当該預金に係る債権を相殺するため、基金を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。